

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

令和3年11月15日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

谷山無線電機株式会社

代表取締役 谷山 吉昭

京都市下京区御幸町通り四条下ル大寿町402

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

谷山無線電機株式会社本店

京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町580・590番地

（2）大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,080㎡

（3）大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

（4）大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった日

令和3年3月1日

（5）変更する理由

建替えのため

3 届出年月日

令和3年11月1日

（産業観光局地域企業イノベーション推進室）